

## 市報ぎのわん(英語版)

宜野湾市役所 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1  
電話:098-893-4411



### ■ おむつ代の医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、宜野湾市が発行する「証明書」を使用することができます。

対象者 次の要件をすべて満たしている方

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

(証明書は税務課にあります)

②主治医意見書が、おむつを使用した年に作成されていること

※現在受けている要介護認定の有効期限が13カ月以上であり、おむつを使用した年に主治医意見書が作成されていない場合は、おむつを使用した前年、またはその前々年に作成された主治医意見書を使用することができます。

③主治医意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1~C2)にあり、尿失禁発生の可能性があることを確認できる方

申請方法 介護長寿課窓口にて、申請書に必要事項を記入・捺印のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

※申請者(窓口に来所する方)の印鑑・身分証明書が必要です。

証明書発行手数料 1件あたり300円

☎・☎ 介護長寿課 内線169・193

### HAPPYまりりん 2020

家族みんなで楽しめるワークショップや手作り商品やフードトラックが大集合! つきたておもちの無料配布や豪華景品が当たるかるた大会もあります。

日時 R2/1/12(日) 11:00~17:00

※雨天決行

場所 宜野湾マリン支援センター

入場料 無料

☎ 宜野湾マリン支援センター

☎942-2200



### ■ 障害者控除対象者認定書の申請について

介護長寿課では、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者からの申請に対し、一定の要件に該当する方を障害者に準ずるものとして、「障害者控除対象者認定書」を交付します。(市県民税等の申告の際、この認定書を提示することにより、障害者控除を受けられる場合があります。)

対象(総合事業対象者は該当しません)

税控除を必要とする年度の前年の12月31日時点(死亡されている方に関しては死亡日時)に、要介護・要支援認定を受けている方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない65歳以上の要介護等認定者。

※この認定書は市県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありませんので、ご注意ください。

控除の区分

①障害者控除(主治医意見書の内容において、障害高齢者自立度がAまたは認知症高齢者自立度がⅡ。)

②特別障害者控除(主治医意見書の内容において、障害高齢者自立度がB、Cまたは認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M。)

申請方法 介護長寿課窓口にて、介護保険被保険者証と窓口に来られる方の印鑑を持参し、本人または家族の方で申請してください。(家族の方が申請される場合には、本人の同意書が必要となります。なお、申請は毎年度必要となります。)

☎・☎ 介護長寿課 内線169・193

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。

行政対応は日本語で行われています。

通訳者: ☎098-893-4411 (内線577) 開庁時間以内 メール: [tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp)

## ■ 小学校1年生になる方へ MRⅡ期の接種はもう済んでいますか？

麻しんは、空気感染し感染力がインフルエンザの6倍以上と大変強く、時に命に関わる重篤な感染症です。ワクチン接種は、麻しん風しん感染予防にとっても有効です。

対象の方には通知書を送付しています。体調を整え、早めに接種を受けましょう。

対象 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれの方(小学校就学前)

期間 令和2年3月31日まで 場所 指定医療機関

料金 無料(上記対象年齢以外の方は全額自己負担)

※長期にわたり療養を必要とする疾患等、やむを得ない事情で接種を見合わせている場合は、市保健相談センターまでご相談ください。

※詳しくはお手元にある通知書、または市ホームページにてご確認ください。

☎保健相談センター ☎898-5583

## ■ ごみ処理施設で火災が頻発しています。

倉浜衛生施設組合(宜野湾市のごみ処理施設)の、ごみピット内で火災事故が頻発しています。「充電式電池、ボタン式電池、ライター、スプレー缶、カセットボンベ」が燃やすごみ・燃やさないごみに交じっていたことが火災の原因と考えられます。上記ごみについては、以下の通りに出してください。

充電式電池、ボタン式電池⇒メーカーへ確認するか、リサイクル協力店のリサイクルボックスへ

ライター⇒有害ごみ

スプレー缶、カセットボンベ⇒使い切った状態で資源ごみ

火災等により施設の稼働が止まった場合、ゴミ処理に大きな影響を及ぼすこととなります。

## 1月健康カレンダー

母子関係の健診・教室 (場所:保健相談センター)		受付時間
乳児一般健診	18日(土)	9:00~11:00 13:00~14:45
1歳6か月健診	9日(木)・15日(水) 23日(木)	13:15~14:00
2歳児歯科検診	30日(木)	13:15~14:45
3歳児健診	8日(水)・22日(水)	13:15~14:00
ふたば母子健康相談	7日(火)・21日(火)	9:30~10:30
マンマン教室 (離乳食教室)	31日(金)	13:30~
のびっこ親子教室	28日(火)	時間等は、お問い合わせください。
健康相談		受付時間
保健相談センター	毎週 火・水曜日(祝日を除く)	9:00~11:00
	毎週 月・火・金(祝日を除く)	13:00~15:00

相談案内 宜野湾市役所 ☎893-4411		
家庭・児童・女性相談		
女性相談(福祉・DVなど)	月~金 10:15~17:00	児童家庭課
女性(一般)相談 人材育成交流センター めぐき	月~金 10:00~17:00	896-1215
家庭児童相談室	月~金 10:15~17:00	児童家庭課
おきなわ子ども虐待 ホットライン	月~金 17:30~翌8:30 土日祝 終日	886-2900
福祉相談		
生活の困りごと相談	月~金 9:00~17:00	生活福祉課
ふれあい相談室 社協	月~金 9:00~16:00	896-2020
法律相談(要事前予約、予約状況は事前にお問い合わせください)		
無料法律相談	水 13:30~16:30 金 13:30~15:30	市民生活課
市民相談		
市民相談	月~金 10:00~16:00 (12:00~13:00は除く)	市民生活課
人権困りごと相談所	第3木 13:30~16:30	
不動産無料相談(要予約)	第4火 13:30~15:30	
消費生活相談	月~金 10:00~16:00 (12:00~13:00は除く)	
行政相談 沖縄行政評価事務所	第4木 14:00~16:00 ※7月は7月17日(水)	0570-090-110 市民生活課
教育相談		
青少年サポートセンター	月~金 9:30~16:00	892-4732
週応指導教室[若葉教室]	月~金 9:00~17:00	893-8859
職業相談(ふるさとハローワーク)		
地域職業相談	月~金 9:30~17:00	893-5588

## ■ 市民会館改修工事に伴う閉館のお知らせ

令和2年7月から令和3年3月までの期間、天井改修工事のため、市民会館(大ホール)・中央公民館(集会場)は閉館いたします。ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力よろしくお願い致します。


☎生涯学習課 ☎893-4435

**ごみの収集について** 年末年始の大掃除はお早めに!! ごみの収集日は地域によって異なります。

**年末 12月31日(火)まで**      **年始 1月4日(土)から**

粗大ごみの受付は、年末は12月27日(金)まで、年始は1月6日(月)からとなります。  
 ※ごみは指定日の午前8時までにしてください。  
 ※ごみ収集車両が収集を行った後に出した場合は、次回の収集日まで収集されませんのでご注意ください。  
 ※年末にむけて粗大ごみの受付が殺到します。粗大ごみを処分したい方は、お早めにご連絡ください。

**重要!** 燃やすごみの収集日が1週間程度空く地域がございます。問い合わせ環境対策課 ☎893-4140



12月25日(水)は固定資産税第3期の納期限です

### 市税納期限カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		5月7日	7月1日	5月31日
第2期		7月31日	9月2日	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		3月2日	1月31日	

行政対応は日本語で行われています。  
 宜野湾市役所に通訳者がいます。  
 受付時間: 月~金  
 09:00~17:00  
 (12:00~13:00昼休み)  
 無料です!  
 窓口へ通訳をお願いしますとって下さい。

問: 市民協働推進課

☎098-893-4411(内線 577)

メール: [tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp)